

# 「しゅんかんグルメ」PRツール制作委託業者選定競技実施要領

## 1 趣 旨

しゅんかんグルメの効果的な周知を図り、フェア・イベント等における賑わいを創出するため、PR用のぼり及びポスターを制作することとする。

そのため、「しゅんかんグルメ」生産業務に関する企画提案協議（以下「コンペ」という。）の実施方法について、必要な事項を定め、業務を効果的かつ円滑に実施できるものを選択する。

## 2 委託業務の内容

『「しゅんかんグルメ」PRツール制作委託業務基本仕様書』のとおり

## 3 コンペの実施方法

コンペは、コンペ参加者（以下「参加者」という。）が提出した企画提案書を審査し、その評価がもっとも高い参加者を契約の相手方とする。

## 4 コンペ参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規程に該当しない者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 宮崎県競争入札参加者名簿に登録された営業種目が「S-01 広告宣伝-広告代理」及び「S-03 公告宣伝-デザイン制作」の者、又はこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていない者とみなす。
- (5) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者

## 5 コンペの実施方法

### (1) コンペの参加申込み

参加を希望する事業者は、『「しゅんかんグルメ」PRツール制作委託業者選定競技参加申込書』を平成24年9月4日（火）までに提出すること。

### (2) 企画提案書の提出

- ① 提出先 〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1  
宮崎県営農支援課内  
みやざきの食と農を考える県民会議事務局（県庁1号館3階）
- ② 提出期限 平成24年9月14日（金） 午後5時まで（必着）
- ③ 方法 持参または郵送
- ④ 提出書類

提出物	提出部数	特記事項
企画提案書	1部 ※	コンセプトについて記載
見本制作物	1部 ※	デザイン見本
見積書	1部	金額は「税抜き」、宛名は「みやざきの食と農を考える県民会議」、業務内容は、『「しゅんかんグルメ」PRツール制作委託業務』とする

※ 正本1部、副本1部を提出すること（副本はカラーコピーで可）  
社名は、表紙のみに記載し、企画提案書及び見本制作物には社名を記載しないこと

## 6 決定方法

提出された企画提案書等について審査要領に基づき総合的に判断して決定する。（審査基準）

- ・ しゅんかんグルメの魅力を伝えられるデザインになっているか
- ・ インパクトや新鮮味のあるデザインとなっているか 他

## 7 結果通知

平成24年9月26日（水）を目途に通知する。

## 8 その他

- (1) 応募に係る費用は、すべて応募者が負担する。
- (2) 提出された書類は、返却しない。

みやざきの食と農を考える県民会議事務局 行き

(宮崎県営農支援課消費加工担当 磯崎)

電話：0985-26-7132、Fax：0985-26-7325

※ 平成24年9月4日(火)午後5時まで

「しゅんかんグルメ」PRツール制作委託業者選定競技参加申込書

平成24年 月 日

「しゅんかんグルメ」PRツール制作委託にかかる業者選定競技に参加します。

会社名 代表者名	
所在地	
担当者名	部署名： 役職名： 氏名：
連絡先	Te l： F a x： E-mail：

※ FAX送信後は、確認のため、上記担当（県営農支援課消費加工 磯崎）までご連絡ください。

# 「しゅんかんグルメ」PRツール制作委託業務基本仕様書

## 1 制作目的

しゅんかんグルメの効果的な周知を図り、フェア・イベント等における賑わいを創出するため、PR用のぼり及びポスターを制作する。

※ 「しゅんかんグルメ」については、次ページ参照。

## 2 規格・内容

### ① のぼり

- ・ テトロンポンジ製または同等以上の素材

- ・ サイズ：W600mm×H1800mm

- ・ 数量：200枚（100枚×2種類・ポール（伸縮式）のセット）

「旬感グルメ」、「瞬間グルメ」の文字を入れたデザインを1種類ずつ作成する。いずれも県民会議キャラクター「旬」を入れること。

### ② ポスター

- コート紙

- サイズ：A1

- 数量：500枚（1種類）

「しゅんかんグルメ」の文字と県民会議キャラクター「旬」を入れること。

## 3 選定方法

デザイン、見積金額を総合的に判断して選定する。

## 4 納期

平成24年10月15日（月）

## 5 委託料

900千円の範囲内（消費税及び地方消費税を含む）

## 6 委託料の支払い

委託料は、精算払いとする。

## 7 著作権について

今回契約によって納品された著作物の著作権については、県に帰属することとする。

## 8 その他

この仕様書の解釈等に疑義が生じたときは、受託者からの協議内容によって、県が判断することとする。

## 「しゅんかんグルメ」について

### 1 趣 旨

本県の食材や料理について、季節を感じる「旬」や鮮度等によりその場所でないと食べられない一瞬の「瞬」の切り口に、新たな魅力を掘り起こすもの。

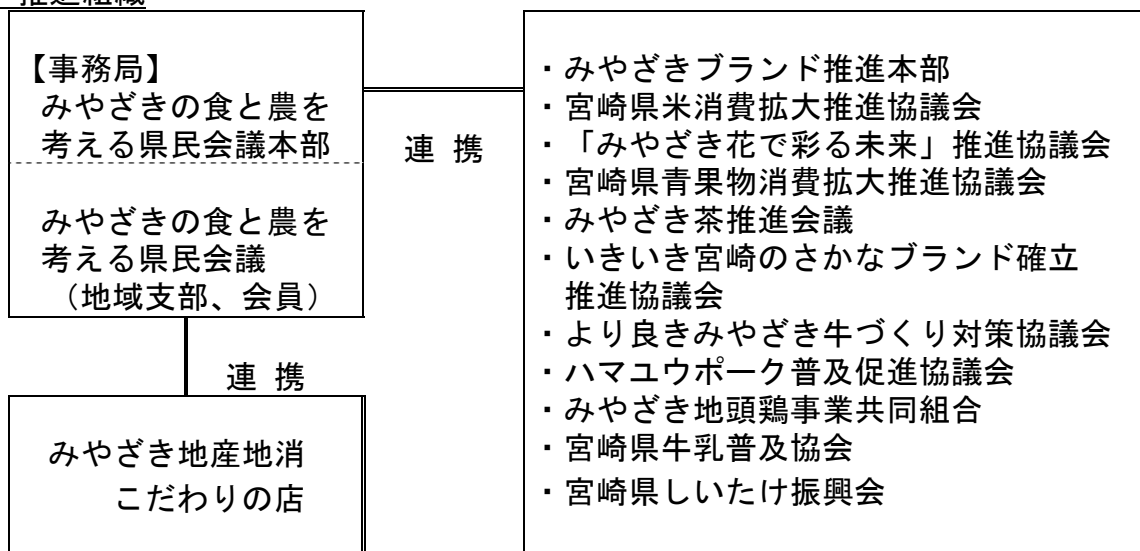
これらの新たな魅力をもった食材や料理を「しゅんかんグルメ」と位置づけ、共通のPRを行うことにより、県民の本県産食材に対する興味や愛着を高め、消費拡大につなげていく。

さらに、「しゅんかんグルメ」を地域の伝統芸能や祭、観光等と連携した取組に発展させることで集客やさらなる消費拡大など、地域経済の活性化につながる地産地消を推進する。

#### ■ 「しゅんかんグルメ」の定義

- 「旬感グルメ」：季節や時期を味わうもの  
(出荷開始時期、味がよくなる時期、販促強化時期など)
- 「瞬間グルメ」：美味しく食べることができる食材でありながら、鮮度低下が早いため一般には流通していないもの、特定の食べ方しか普及していない食材を使って地域で食することができるようにしたメニュー

### 2 推進組織



### 3 しゅんかんグルメの具体例

- 旬感グルメ…本県で収穫・飼養・漁獲される野菜、果物、肉、魚など
- 瞬間グルメ…浜うどん（川南町）、魚うどん（日南市）、天然牡蠣（高鍋町）、生しらす（宮崎市）、メヒカリの刺身（沿岸地域）など